5　判断の基準①イ、判断の基準②イ、ウ及びエ、備考６から備考９において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア．コンピュータの種類

１．デスクトップコンピュータとは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。

２．一体型デスクトップコンピュータとは、１つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。

３．ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイ、一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。

４．ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、ＣＡＤ、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。

５．シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが１つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ．動作モード

１．オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する（影響を与える）ことができない状態。

２．スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。

３．アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの２つのモードにより構成される。

４．長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

５．短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成26年７月施行）　別表２－１」による。

6　判断の基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能（以下「ウェイクオンラン（ＷＯＬ）」という。）が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。

また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。

最大アイドルモード消費電力（W）＝24.0＋（Ｎ－１）×8.0＋P_{EEE}

Ｎ　：ＨＤＤ（ハードディスクドライブ）又はＳＳＤ（半導体ドライブ）の搭載数

P_{EEE}　：ＩＥＥＥ802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W／ギガビット

7　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア．標準年間消費電力量

$E = (8{,}760 / 1{,}000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$

Ｅ　：標準年間消費電力量（単位：kWh／年）

P_{OFF}　：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}　：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}　：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}　：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_X　：表３－１及び表３－２に規定する年間の時間割合（単位：％）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）の代わりに長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）を使用することができる。

イ．最大年間消費電力量

$E_{MAX} = (1 + A) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{EEE})$

E_{MAX}　：最大年間消費電力量（単位：kWh／年）

Ａ　：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TEC_{BASE}　：表３－４に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{MEM}　：表３－５に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh／ギガバイト）

TEC_{GR}　：表３－５に規定する独立型グラフィックス許容値（単位：kWh）

TEC_{ST}　：表３－５に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{DIS}　：表３－５に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{SW}　：表３－５に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{EEE}　：表３－５に規定するＩＥＥＥ802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh／ギガビット）

8　ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア．加重消費電力

加重消費電力（W）＝0.35×P_{OFF}＋0.10×P_{SL}＋0.15×P_{LI}＋0.40×P_{SI}

P_{OFF}　：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}　：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}　：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}　：短期アイドルモード消費電力（単位：W）